

医療機関 各位

子ども医療証等の取扱いについて

新宿区教育委員会では、区立の小学校・中学校・特別支援学校の児童・生徒及び幼稚園の園児を対象に、独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」に加入しており、学校（園）管理下の事故等の場合は、健康保険が適用される医療費の4割相当分が災害給付金として保護者に支払われます。

一方、新宿区には15歳に達する日以後最初の3月31日までの子どもの医療費が公費負担となる、「新宿区子ども医療費助成制度」があります。

災害共済給付制度を利用する場合は、原則として子ども医療証及び乳幼児医療証（以下「子ども医療証等」という。）を利用せず、本人負担分を一旦医療機関にお支払いいただく必要があります。

ただし、保護者から子ども医療証等を利用したい旨申し出があった場合は、子ども医療証等を使用することは可能です。

子ども医療証等を利用した場合は日本スポーツ振興センターの申請用紙に、「子ども医療証等利用」とご記入ください。

この場合は、健康保険が適用される医療費の1割相当分が災害給付金として保護者に支払われることとなります。

ただし、治癒までの医療費の総額が5,000円（診療報酬請求点数500点）未満の場合は、日本スポーツ振興センターの共済給付を受けることができませんので、この場合は、子ども医療証等を利用していただくこととなります。

以上、よろしくお取り計らいますよう、お願い申し上げます。

<お問合せ>

◆日本スポーツ振興センター給付手続きについて

①学校・幼稚園 又は

②新宿区教育委員会事務局学校運営課保健給食係

電話03（5273）3098（直通）

◆医療費助成について

子ども医療費助成

新宿区子ども家庭部子ども家庭課 子ども医療・手当係

電話03（5273）4546（直通）